

契約 消費者保護に軸足

法定利率下げ ■ 連帯保証を厳格化 ■ 敷金返還の明記

民法が定める企業や消費者の契約に関するルールが明治時代の制定以来、約120年ぶりに大改正される。債権関係規定(債権法)を見直すもので、改正案が14日の衆院本会議で可決した。参院での審議を経て今国会で成立する見通しだ。背景にはインターネット取引の普及や長引く低金利など時代の変化がある。消費者保護にも軸足を置いたことが改正で、私たちの暮らしはこう変わるのか。

民法 120年ぶり大改正

低金利・ネット普及背景

民法改正案は政府が2015年3月に国会に提出した。約200項目を見直し、公布から3年以内に施行される。改正の目玉の一つが、当事者間で特に利息を定めていない場合に適用される「法定利率」の引き下げだ。現在は年5%で固定されているが、低金利が続く実勢に合わせ、3%に引き下げた。さらに3年ごとに見直す変動利率を導入する。法定利率の引き下げは、例えば交通事故の賠償額、遺族らが保険金を一括で受け取った場合の運用益が差し引かれるからだ。一方、損害保険各社にとっては事故などに遭った被害者に支払う保険金が増えることになる。大手損害保各社は法定利率の引き下げを見据え影響額を独自に算出している。各社とも具体的な金額は非開示で「今後より正確な数字で精査してみたいとわからない」と(大手損保)と様子見だ。各社では見直しに伴い、書類や顧客向けパンフレット、システムの改定にかかるコストも新たに発生する見込み。損保各社のコスト増が保険料率の引き上げにつながる場合、自動車保険に加入するドライバーにとっては負担が増える可能性もある。

民法改正で暮らしは変わる？

法定利率 年5%→3%

交通事故の損害賠償が増額

自動車保険の保険料が上がる？

連帯保証人

第三者が保証人になる場合、公証人による意思確認が必要

リスクを認識し、自己破産などを防ぐ？

賃貸住宅の敷金

原則として返すよう明文化

敷金トラブルが減少？

飲み代のソケ払いは取り立ての期間が長くなる。飲食代は1年、診療報酬は3年とバラバラだった「短期消滅時効」を改め、「権利行使できると知ったときから5年」に統一する。公平性や合理性を欠く仕組みを

なくして分かりやすくする。連帯保証人制度でも個人の保護に動いた。中小零細企業の事業への融資で、親族や知人など第三者がリスクを十分に認識せずに個人で連帯保証人になったために自己破産に追い込まれる事例があったためだ。第三者が個人で連帯保証人になる場合、公証人による目

的でない意思の確認を必要とし、歯止めとする。身近なところでは、賃貸住宅を借りた時の敷金も原則として返すように明記した。判例などによるルールは形成されていたが、民法に明記されたのは初めてで、退去時に絶対ないトラブルを防ぐ狙い。

国民生活センターによると「賃貸アパートを退いた明記された。去した敷金をなかなか返してくれない」といった敷金や原状回復についての相談件数は、2015年度で1万4211件に達していた。原状回復費用についても、通常の使用によって生じた損傷や時間がたつたことで自然に家が傷む可能性もある。通販など約70のサービスを提供する楽天は規約を事業部と法務部で相談・確認して作成しているが、「今後の運用状況を踏まえ、必要な部分が出た場合には対応する」としている。

めた岡田ヒロミ氏(消費生活専門相談員)は「これまで実例の条文がなく説明しづらかったが、条文というよりどこまでできた意思は大きい」と指摘する。多数の利用者を対象にするネットサービスなどの業界では影響が広がる可能性もある。通販など約70のサービスを提供する楽天は規約を事業部と法務部で相談・確認して作成しているが、「今後の運用状況を踏まえ、必要な部分が出た場合には対応する」としている。

約款を巡っては「企業間取引で使う契約書も定型約款に含まれる場合がありうる。企業は内容の確認作業が不可欠」との指摘も研究者や弁護士などから上がっている。

約款のルール新設 専門家「企業は内容確認を」

今回の民法(債権法)が新たに明記されたこと。改正案では、古くは規定が定められ、分かった内容が明確に規定される。公平な取引を確保して不正を排除しやすくするのが趣旨だ。企業にとっては、これまで民法に規定がなかった「約款」に関するルールが新たに明記されたこと。約款の内容の再確認や見直しを迫られる。今回の改正で、利用者の利益を一方的に害する約款の条項は無効となる。長文で細かい約款をほとんど読まずに契約する消費者が多いなか、十分に契約内容を確認しな

めた岡田ヒロミ氏(消費生活専門相談員)は「これまで実例の条文がなく説明しづらかったが、条文というよりどこまでできた意思は大きい」と指摘する。多数の利用者を対象にするネットサービスなどの業界では影響が広がる可能性もある。通販など約70のサービスを提供する楽天は規約を事業部と法務部で相談・確認して作成しているが、「今後の運用状況を踏まえ、必要な部分が出た場合には対応する」としている。